宮崎市地域貢献学術研究助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市民の教育及び文化並びに本市の産業の発展に寄与するため、宮崎市学術振興基金事業として、宮崎市内の短期大学、大学及び大学院（以下「大学等」という。）が実施する地域貢献やまちづくりに資する研究を支援することを目的とした助成金（以下、「助成金」という。）の交付について、宮崎市補助金等交付規則（昭和50 年規則第19 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第２条　この助成金の対象となる者は、宮崎市又は宮崎市を中心とした圏域を対象として、経済の活性化、まちづくりや住民福祉の向上に関すること等、本市の地域課題並びに行政課題の解決に資する研究をする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　宮崎市内に設置している大学等の教員（非常勤講師等を除く。）

（２）　宮崎市内に設置している大学院修士課程、大学院博士前期課程又は専門職大学院に在籍する学生

（助成対象経費及び助成額）

第３条　助成金の交付の対象は研究のために真に必要な経費とし、その区分及び助成金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）　対象経費

ア　報償費（ただし、研究代表者及び研究分担者の人件費を除く。）

イ　旅費（ただし、１件の研究につき６０万円を上限とする。）

ウ　消耗品費（取得後概ね１年以内に消耗する物品又は1 個の取得価格が１万円未満のものの購入に要する経費）

エ　印刷費（印刷及び製本に要する経費）

オ　通信運搬費（郵便、電話その他通信に要する経費）

カ　使用料及び賃借料（耐用年数が１年を超える物品や施設等の賃借に要する経費）

キ　その他研究に要する経費で市長が必要と認めるもの（ただし、食糧費や施設整備に係る経費は除く。）

（２）　助成金の額　助成金の額は、予算の範囲内で、別表に定める額を上限とする。

２　助成金は、研究の遂行に直接必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費のみに使用しなければならない。

（助成金を交付しない研究）

第４条　第２条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が行う研究については、それぞれ当該各号に定める期間、助成金を交付しない。

（１）　第１２条の規定により、助成金の交付の決定の取消しを受けた者

取消し決定があった年度の翌年度以降２年以上５年以内の間で、当該取消しの理由となった事項を勘案して相当と認められる期間

（２）　前号の規定にかかわらず、過去２年度以内に大学等の信用を著しく失墜させる行為等を行ったと市長が認めた者

当該行為等があったと認定された年度以降１０年以内の間で、当該行為等の内容を勘案して相当と認められる期間

２　本市又は他の機関や団体等から補助金等の交付を別に受けている又は受ける予定の研究については、助成金を交付しない。

（助成金交付の申請）

第５条　助成金の交付を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて、助成金交付申請書（様式第１号）を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

（１）　申請者略歴

（２）　学術研究実施計画書

（３）　収支予算書

（４）　第２条各号に該当することを証する書類

（５）　その他研究内容に関する参考書類

（助成金交付の決定）

第６条　市長は、前条の申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当であると認め、かつ選考した研究に対し、助成金の交付を決定するとともに、速やかに当該申請者に対し、助成金交付決定書（様式第２号）により、助成金の額及び交付条件を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第７条　助成金の交付申請をした者が前条の決定通知又はこれに付された条件に不服があるときは、前条の通知書を受領した日から３０日以内に申請の取下げをすることができる。

２　前項に規定するもののほか、その他特別な事情があるときは、当該事情が確定した日から３０日以内に申請の取下げをすることができる。

３　申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（地位の承継）

第８条　助成金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該助成金に係る研究の研究分担者その他の関係者が交付決定を受けた内容で研究を行う意思があるときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

（１）　死亡又は失踪したとき

（２）　疾病等により研究の管理が著しく困難と認められるとき

（研究計画の変更）

第９条　助成金の交付の決定を受けた者（前条の規定により地位を承継した者を含む。以下同じ。）が、研究内容の一部の変更について承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第３号）に、変更後の第５条第２号及び第３号に定める書類並びに市長が必要と認める書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

（１）　研究の実施方法や実施体制の変更であって、当初の研究目的を逸脱せず、かつ、想

定される研究成果に変更が生じないもの

（２）　当初の収支予算書における経費区分の配分額を変更するもので、その変更額の総額が交付決定額の５割以内のもの。ただし、報償費、旅費及びその他市長が必要と認める経費の配分額の変更を除く。

（研究の実績報告）

第１０条　助成金の交付の決定を受けた者は、助成金に係る研究を終了したときは、終了後３０日以内又は当該年度末までに助成金実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）　学術研究成果報告書

（２）　収支決算書

（３）　その他市長が必要と認める書類

（助成金の確定）

第１１条　市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、必要に応じて、実地調査等によってその成果が助成金の交付内容又は付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第１２条　助成金は、概算払により交付するものとする。

２　助成金の交付は、助成金請求書（様式第６号）の提出を受けて行う。

（決定の取消し）

第１３条　市長は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　この要綱又は助成金の交付に関して付した条件に違反したとき。

（２）　虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって助成金の交付を受けたとき。

（助成金の返還）

第１４条　市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）　前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消されたとき。

（２）　第８条各号のいずれかに該当するとき。

（３）　期限までに助成金実績報告書が提出されないとき。

（４）　研究の遂行に直接必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費以外に助成金を使用しているとき。

（研究成果の公表）

第１５条　助成金の交付を受けて研究を行った者は、その研究の成果を市長に報告するほか、広く公表するものとする。なお、印刷物等で当該成果を公表する場合には、本市の地域貢献学術研究助成金を受けて行った研究である旨の表現を付すものとする。

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

（別表）

摘　　要	第２条第１号に掲げる者	第２条第２号に掲げる者
課題指定型研究（※１）	２５０万	１００万
地域協同型研究（※２）	２００万	８０万

※１　募集要項において、市が定める課題に取組む研究

※２　研究成果の地域での活用を前提に、研究を行う者が、地域の研究機関や住民組織等と協同して取組む研究

附　則

この要綱は、平成２６年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年３月２７日から施行する。

附　則（平成３１年２月２０日）

（施行期日）

１　この要綱は、平成３１年２月２０日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の宮崎市地域貢献学術研究助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定する研究について適用し、同日前に交付決定した研究については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行前にした行為に対する助成金を交付しない期間の適用については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年６月１５日から施行し、令和３年度の助成金から適用する。

附　則（令和３年８月２６日）

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年８月２６日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の宮崎市地域貢献学術研究助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定する研究について適用し、同日前に交付決定した研究については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和３年１０月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和３年１０月２８日から適用する。